

とめ 法人会 NEWS

平成27年4月30日発行

第72号

樹齢600年といわれる県内最古の老桜 山王の桜

この桜は、迫町北方北浦にある山桜で、千古不朽と伝えられ、山王権現社の地にあるので古来より村人に「山王の大樹」と呼ばれている。大同年間（1,160年前）坂上田村麻呂が東夷征伐でこの地に陣を張り、凱旋の際記念に植えた桜と伝えられ、現樹は数回植え継ぎされたものとも言われている。

目次

- P. 1 樹齢600年といわれる県内最古の老桜 山王の桜
- P. 2~4 社会保障・税番号制度の概要
- P. 5 宮城県からのお知らせ
- P. 6~7 会員企業リレー、支部紹介、法人会トピックス
- P. 8 法人会 新会員ご紹介

国民電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で効率UP!

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした予約金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

e-Taxを利用して所得税の申告を
するとこんなメリットが!

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディ

法人会 e-Taxサポートセンター (法人会)

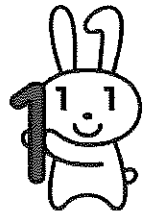
ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税番号制度の概要

- 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。
- 平成27年10月から、個人番号・法人番号が通知されます。
- 平成28年1月から順次、国税分野で個人番号及び法人番号の利用が開始され、申告書及び法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

個人番号について

- 個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。
- 個人番号は、「通知カード」により、住民票の住所に通知されます。
- 個人番号の利用範囲は、番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

法人番号について

- 法人番号は、13桁の番号で、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体のほか、④これら以外の法人又は人格のない社団等で法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に対して、1法人につき1つ指定され、国税庁から通知されます（法人の支店や事業所には指定されません。）。

なお、上記以外の法人又は人格のない社団等でも一定の要件を満たす場合には、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることができます。

- 法人番号は、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。
(注) 設立登記法人が本店所在地の登記の変更手続を行っていない場合には、変更前の本店所在地に通知書が送付されますのでご注意ください。
- 法人番号は個人番号と異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

税務関係書類への番号記載時期について

- 申告書及び法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。

例 ① 所得税：平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から

② 法人税：平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から

③ 法定調書：平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（※）

④ 申請書・届出書：平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から

（※）法定調書の対象となる金銭等の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。

源泉所得税に関する事務での取扱い

1 源泉徴収義務者が税務署に提出する書類の主な変更点

- 申請書、届出書等への個人番号又は法人番号の記載

源泉徴収義務者は、平成28年1月1日以降に申請書、届出書等を税務署に提出する際に、源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

※ 源泉徴収義務者が個人事業主の場合は、申請書、届出書等を税務署に提出する際に、本人確認のため個人番号カード等を提示する必要があります。

なお、給与所得の源泉徴収票は、現行のA6サイズからA5サイズに変更になります（本人交付用の源泉徴収票に支払者の番号は記載しないこととなっています。）。

2 源泉徴収義務者が給与所得者から提出を受ける書類の主な変更点

- (1) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」への個人番号又は法人番号の記載

源泉徴収義務者は、平成28年1月1日以降、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。

また、この申告書の提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

- (2) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける際の本人確認

源泉徴収義務者が給与所得者から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります。

なお、源泉徴収義務者が本人確認を行う必要があるのは、個人番号の提供を行う給与所得者本人のみです（控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります。）。

源泉徴収義務者が提出を受ける書類のうち、受給者が個人番号を記載する書類は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」のほか、例えば、以下のものがあります。

- ・ 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- ・ 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ・ 退職所得の受給に関する申告書
- ・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

（注）これらの申告書についても、提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法

- 源泉徴収義務者や法定調書提出義務者は、従業員や報酬などの支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合に、本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認を併せて行うことが必要となります。

本人確認を行うときに使用する書類の例

- 1 個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）
※ 個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けるカードです。個人カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写が表示されます。
- 2 通知カード（番号確認）及び運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）
※ 通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。

法定調書に関する事務での取扱い

- 社会保障・税番号制度導入後の主な変更点

（１）法定調書への個人番号又は法人番号の記載

法定調書提出義務者は、平成28年1月1日以降の支払に係る法定調書に、原則として支払を受ける方及び支払者等の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

（２）支払を受ける方から個人番号の提供を受ける際の本人確認

法定調書提出義務者は、支払を受ける方から個人番号の提供を受ける際に、個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う必要があります。

※ このほかの取扱い等については、後述のホームページ等でご確認ください。

特定個人情報の保護措置の必要性

- 番号法では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- ・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

- ・マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-20-0178

※ナビダイヤルは通話料がかかります。 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く。）

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税庁ホームページのトップページのバナー  をクリック

最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください。

お知らせ

自動車税の納税通知書は5月7日に発送予定

- 平成27年度の自動車税納税通知書は、平成27年5月7日（木曜日）に発送する予定です。
- 今年度は、5月31日が日曜日にあたるため、翌日の6月1日（月曜日）が納期限となります。
- 納期限まで納付されない場合は、延滞金がかかることがありますので、お早めに納付されますようお願いいたします。
- 自動車税の納付などについてご質問がある場合は、納税通知書を発行した県税事務所にお問い合わせ願います。

納める方

- 自動車税は、毎年4月1日現在で登録されている自動車の所有者に課税されます。ただし、割賦販売等で売主が所有権を留保しているときは買主が所有者とみなされます。

納める方法

- 納税通知書裏面に記載の金融機関、コンビニエンスストアまたは県税事務所で納付してください。
- 納付の際は、ミシン目から上下に切り離して、下部の横3連の納付書をそのまま窓口にお出しください。
- 納付書を切り離したりバーコード等の情報が汚損されていると、納付できない場合があります。その際は、納税通知書を発行した県税事務所にお問い合わせください。

ペイジー (Pay-easy) による納付について

- ペイジー (Pay-easy) は、宮城県などの収納機関と金融機関をネットワークで結ぶことにより、利用者がパソコン、携帯電話、ATMを利用して県税の納付ができるサービスです。
- ペイジーで納付するためには、事前手続（金融機関との契約）が必要です。詳しくは各金融機関のホームページでご確認いただくか各金融機関にお問い合わせいただくようお願いいたします。
- ペイジー取扱い金融機関やペイジーによる納付の方法等については、宮城県総務部税務課のホームページをご確認願います。

(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/index-payeasy.html>)

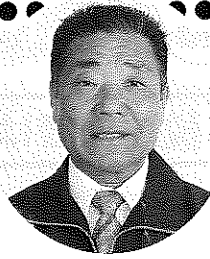
クレジットカードによる納付について

- ご自宅の「パソコン」、「スマートフォン」等からクレジットカードを利用して自動車税の納付ができます。ご利用にあたっては、次の注意事項を必ずご確認ください。

1. 納税証明書は、クレジットカードで支払い手続きいただいた日から約1か月後に発行可能となりますので、納税証明書の発行を急がれる方は、クレジットカードによる納税は行わないでください。（納税証明書の発行を急がれる場合は、金融機関またはコンビニエンスストアをご利用ください。）
2. 県税事務所や金融機関およびコンビニエンスストア等、窓口や店頭でのクレジットカードによる支払いはできません。インターネットを使用するパソコン、スマートフォン等からの支払いのみ可能です。
3. 税額とあわせて、支払い1件あたり324円の決済手数料がかかります。
4. 宮城県から領収証書の送付は行いませんので、ご了承ください。
5. 納付書発行日の翌々日以降（土日・祝日は除きます）にお手続きが可能です。お急ぎの場合は、金融機関またはコンビニエンスストアをご利用ください。

- クレジットカードによる納付方法等については、宮城県総務部税務課のホームページをご確認願います。(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/kurezitto.html>)

「満足のカーライフをサポート」します



《佐沼支部》
 縣北自動車整備工業株式会社
 代表取締役 眞山憲悦氏

「満足されるカーライフをサポート」する「自動車の総合病院」と自負される縣北自動車整備工業様を訪問しました。

昭和19年12月、仙北鉄道、登米本吉貨物社等の出資で設立し初代社長には石塚英馬氏が就任。眞山社長様で7代目になるそうです。

業務内容は、バイクから大型特殊車輛までの車検及び一般整備・钣金塗装、新車・中古車販売、各種部品・用品販売、各種保険で、特に、トラック及びバスをご要望通り加工することが得意分野といえます。

5,231㎡の広大な敷地と整備工場は東北随一で、32名の社員皆さんが「いらっしゃいませ、お帰りなさい」の元

気な挨拶と笑顔で出迎え、分かりやすい説明と素早い事故対応をモットーとしているそうです。

今後も、自動車の整備・修理を通じて、社員が一丸となってお客様や地域に貢献していきたいと話して下さいました。

今回の取材へのご協力ありがとうございました。



経営方針

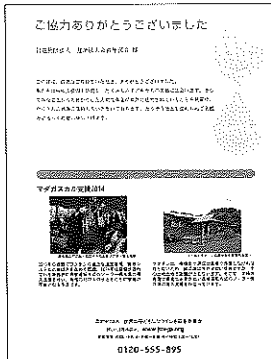
企業活動を通じ、顧客の信頼と好意にこたえ、地域社会に貢献する。



石越幼稚園へBOX寄贈



東佐沼幼稚園から提供



認定NPO法人JCVCから青年部会へ寄付のお礼状

「地球に愛を、子どもに愛を」をテーマに、取り組み始めた登米法人会の社会貢献活動、エコキャップ運動が今年で6年目を迎え、今年も市内幼稚園に回収ボックスを設置いたしました。年々回収量も増加し、登米市近隣の

年々広がるエコキャップ運動！

小・中学校や高校、一般の方などからもキャップの提供を受けております。今年度のキャップ回収量は、大型トラック2台分の2882kgで、この売却額を「世界の子供にワクチンを日本委員会」にソックリ寄付いたしました。



青年部会 西條清美氏



青年部会 佐藤剛氏



女性部会 伊藤ゆみ子氏

青年部会・女性部会では、平成二十一年度から「税金」の大切さを教える「租税教育事業」に取り組んでおり、今年度も市内小中学校11校の税金教室の講師を務めました。今年初めて講師を務めた部会員もお

りました。が、わかりやすい話しぶりに、子供たちも興味を持って聴き入っていました。両部会では、今後もより多くの小学校で税金教室を続けていきたいと計画しております。

租税教育事業に積極的に取り組む！

法人会トピックス



登米法人会を支える管内設立第四号の豊里支部を紹介します。

豊里法人会の設立

昭和四十九年十一月、豊里町内の法人組織の活性化と、新しい納税制度の普及を図ろうと、登米郡内四番目の法人会組織として豊里町法人会が、会員二十五社で設立され、初代会長には、故人となられた只野純一氏(株只野組)が就任しました。

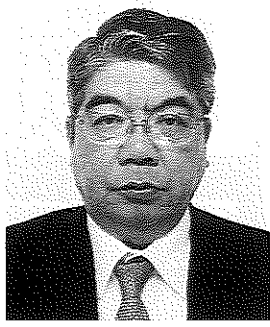
豊里支部の活動

前年度の支部事業では、外部から様々な分野の講師をお招きして、経営講演会と地域活性化講演会を実施いたしました。

この講演会には、豊里支部の会員のほか、商工会支部会員や市内の一般経営者の方々にも案内するなどして、有意義な研修事業となるよう工夫しております。

今後の活動

今後の活動としては、初となる移動



須藤正廣豊里支部長
(株)酒井寅雄商店



12/7 経営講演会風景



7/23 地域活性化講演会風景

研修会を実施し、受入先の活動状況を学ぶと共に、会員間の交流を図り、「組織拡大維持」と「社会貢献」を目標として活動を展開して参ります。



税の絵はがき優秀作品を表彰

「税金に理解と関心を深めてもらおう」と小学6年生を対象に、今回で7回目となる宮城県女連主催「税に関する絵はがきコンクール」を開催。このコンクールに、東北六県内小学校502校から14,442点もの応募あり、この中から東北六県会長賞等15点が選ばれました。

登米市内小学校からは、169点が応募され、新田小学校の千葉依扶暉さんの作品に、登米法人会女性部会長賞が贈られました。



女性部会 税務研修会を開催

女性部会では、去る2月5日ホテルサンシャイン佐沼を会場に、佐沼税務署から大木署長(写真)と菊地個人課税部門統括官をお招きし、税務研修会を開催しました。

研修会では、平成27年1月1日より改正された「相続税・贈与税」という身近な問題に、部会員一同真剣に受講しておりました。

研修会終了後は、2015年女性部会員、初顔合わせとなる懇親会で親睦を深めました。



法人会新会員ご紹介

平成二十六年
(敬称略)

佐沼支部

(有)グループホームはさま
(株)安達農園 安達 建治
(有)ふれあい 小野寺和美
(株)豊蔵コーポレーション
佐藤設計 寺澤 豊志
佐藤 定幸
登米支部
武蔵建築設計事務所 武蔵 寛亨
中田支部
(株)PNS 佐藤としこ
(株)佐藤農園(株) 佐藤 秀夫
(株)中田物流 千葉 健一
(株)石ノ森農場 山内健太郎

今野建築

(株)丸公オート

今野 昌義
高橋 芳正

米山支部

(株)アシスト警備
悠々ホーム(株)
(株)佐藤モーターズ

高崎 芳文
鈴木 浩
佐藤 辰也

石越支部

(株)ササキ建材

佐々木朋浩

津山支部

(株)津山小経木

高橋 平克

会員募集中

〇〇〇〇未加入法人をご紹介下さい〇〇〇〇



法人会は「よき経営者をめざすものの団体」として会員企業の積極的な自己啓発を支援し、健全な経営と正しい納税及び社会の健全な発展に貢献する活動を行っています。

お知り合いに、まだ会員になられていない方がおありでしたら、是非ご紹介下さいますようお願いいたします。



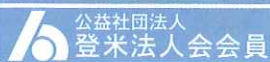
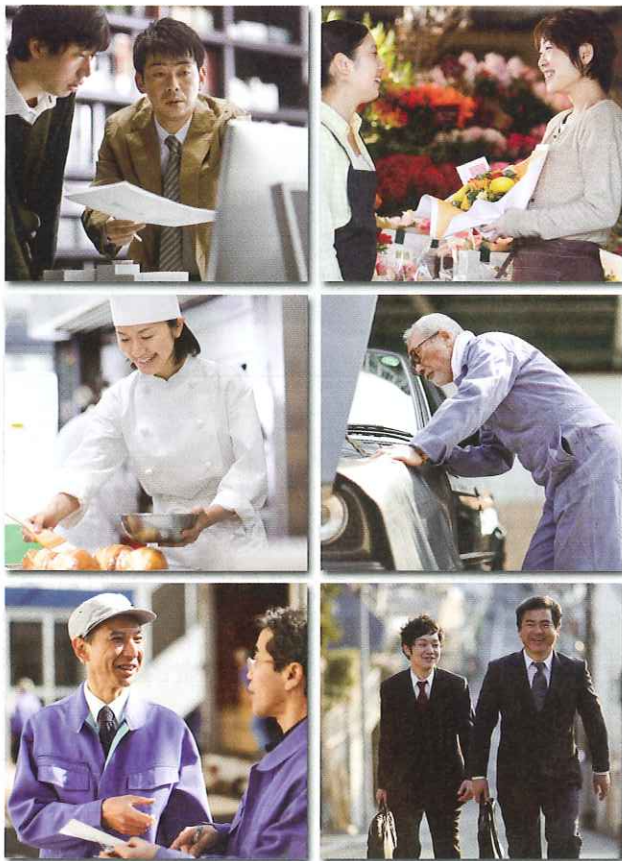
全国の中小企業経営者のみなさまへ。
この国を支える
あなたを、
保険の力で支えたい。

長くつづく会社が多い国は、
いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。



仙台支社 古川営業所/
大崎市古川駅前大通2-6-16 (古川土地ビル3F)
TEL 0229-22-6398



法人税確定申告書を提出する際、この会員シールを切り取って「別表一」の下の欄中央に貼付して提出して下さい